

# 令和5年度事業計画

## 【展望】

「<sup>かんきやつか</sup>看脚下」という禅の言葉があります。

これは、中国の禅僧と弟子の問答にちなむ故事です。

要約すると、暗い夜道を歩いているときに、突然、その足元を照らす火が消え、真っ暗闇になってしまったなら、どのように行動すべきかを問うものでした。

弟子たちは、それぞれの考えを述べ、師匠と問答をします。

弟子のひとり、<sup>えんごくごん</sup>圓悟克勤は、「看脚下」と答えました。つまり「真っ暗闇の中で、なすべきことは、なによりも、躓かないように、足元をよく見て歩くことだ。」というものでした。

これは、私たち司法書士を取り巻く環境に置き換えて考えることができると思います。

つまり、これまで、「登記や裁判手続きは難しいものだ。専門家でなければできない。」と市民から信頼を得てきた司法書士・司法書士制度が、IT技術やAIの発展により、「司法書士制度は参入障壁に過ぎない。」「10年後になくなる仕事」と雑誌の記事に取り上げられるようになるなど、150周年を祝ったばかりなのに、これまでの司法書士のやり方では、この先の50年どころか、5年後、10年後を見通すことすら難しい、司法書士制度が淘汰されてしまうような環境に変化しつつあるのではないのでしょうか。

まさに、先行きの見えない暗闇の中で、私たちはどのように行動すべきなのでしょう。

「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」という使命を胸に、高い専門性とスキルを確保することに努めて、私たちに与えられた権限を正しく理解し、フルに活用して、一生懸命働きましょう。そして、稼ぎましょう。

### 1. 司法書士は魅力ある職業であること。

司法書士の受験者・登録者が減少しています。司法書士が家庭を築き、家族を養うことができる、そして、お客様から感謝の言葉をいただくことができる魅力ある職業であることを私たち自身が実感しましょう。

### 2. 私たちに与えられた権限をフル活用するということ。

私たちは、司法書士制度を前提として仕事をして生活しています。利用者たる市民の「司法書士が必要だ!」という支持がなければ、司法書士制度が健全に維持・発展していくことができません。

私たちは、本人に寄り添い伴走する、登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、自分たちが手にしている権限をフル活用しているといえるでしょうか。私たちを頼りにしてくださる方のために、自分たちが手にしている権限で、できることをできる範囲できちんと対応できているでしょうか？

たとえば、多数当事者の相続問題や、社会的課題に対して、面倒だからとか、私はやらない・できないからと避けていませんか？登記手続だけでなく、裁判所での手続を利用することも選択肢にありますか？私たちだからこそ解決できる問題があるはずです。

司法書士として、何ができるか、どのような問題にどのような方法でアプローチできるのか、もう一度見直すべき時が来ているのかもしれない。

3. 稼ぐということは、不当な方法で暴利をむさぼるということではありません。

私たちの仕事は、高度な職業倫理・職責・品位保持に支えられて、制度ひいては個々の司法書士への信頼につながっています。適正な仕事・業務で適正な対価を得ましょう。

すなわち、司法書士の独占業務を守り、他の独占業務を有する士業法を尊重し、適切に職責を果たして私たちを頼みにしてくださる市民の皆さんの信頼に応えていこうではありませんか。

## 【重点事業】

### 全体として取り組むべき重点事業

#### 「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」への対応

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し（民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法）が段階的に施行されています。

利用の円滑化のための①財産管理制度、②共有制度、③相隣関係規定、④相続制度などの見直しが令和5年4月1日に施行され、次に、発生予防のための相続土地国庫帰属制度が令和5年4月27日に施行されました。

日本司法書士会連合会では、充実した研修により能力担保を図ることを約束した上で、新しく始まる地方裁判所選任の管理人に司法書士を活用するよう、最高裁判所に申し入れを行っています。

この「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」への対応を新年度の本会が全体として取り組むべき重点事業の中心に据えたいと思います。

### 重点事業① 相続登記に関する無料相談のより一層の充実を図ること

司法書士法第73条（非司法書士等の取締り）では、司法書士でない者は「(司法書士法)第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行ってはならない。」とされており、第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務すなわち、「①

登記又は供託に関する手続について代理すること。②法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類…を作成すること。③法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。④裁判所若しくは検察庁に提出する書類…を作成すること。⑤前各号の事務について相談に応ずること。」は、司法書士でなければ、たとえ無償であっても行うことはできません。つまり、司法書士しか対応できないということです。

令和6年4月1日から始まる相続登記の義務化の前年である本事業年度では、**相続登記に関する無料相談のより一層の充実を図ること**としたいと考えます。

## **重点事業② 新しい財産管理制度に関するより一層充実した研修会の実施を図ること**

上述のとおり、新たな財産管理制度では、これまでの「ヒト」を軸とした財産管理制度ではなく、「モノ」を軸とした財産管理制度が始まります。新たな管理人の役割などについて、その実務面を支え、能力担保を図るべく、**新しい財産管理制度に関するより一層充実した研修会の実施を図ること**としたいと考えます。

## **重点事業③ 非司法書士の取締りを強化すること**

「相続登記の義務化」を契機として、非司法書士行為が増加することが予想されます。なぜ、法は、司法書士に登記業務を無償独占させているのか、それは、真実に合致した登記が、国民の財産や経済活動のための重要な社会的インフラであるからにほかなりません。司法書士でない者が、真実に基づかない登記や助言を行い、登記制度の信頼性を揺るがすようなことのないように、**非司法書士行為の取締りを強化すること**としたいと考えます。

## **重点事業④ より効果的な広告・広報の方法を検討・実施すること**

利用者たる市民の皆さんに、「相続」「登記」の専門家として、司法書士を認知していただくために、**司法書士制度の認知度向上を図り、より一層利用者に届く、本会会員の業務や本会の事業に結び付くような広告・広報のより効果的な方法を検討・実施すること**としたいと考えます。

対外的な重点事業として、以上の4項目を各部横断的に取り組んでまいります。

次に、会務のあり方及び本会執行部、事務局等について、より、効率的で合理的な会務の在り方を検討して行きます。

司法書士会は、法律で必置とされている組織です。司法書士制度が存続する限り、司法書士会も継続して存在しなければなりません。会務をゼロにすることや、事務局を廃止することはできないのです。会務は、やりたい者にやらせておけばよいというものではありません。会員の皆さんが司法書士として生活の糧を得ているということは、司法書士制度の上に生きているということなのです。司法書士制度を存

続・発展させていくために、誰かが会務を担っているのです。

本会の会員数は、平成9年をピークに減少傾向にあります。司法書士制度150周年を終えたばかりですが、次の20年、50年を展望したとき、現在の会員構成、司法書士試験受験者・合格者、入会者のデータを見る限り、会務の在り方や、会館をどのように維持して行くのか、いま対策を立て、対応を始めなければ、後の負担が増すばかりです。持続可能な会務・会館の在り方について検討を開始し、できることから始めます。

事務局の業務内容の精査、整理、より効率的で自発的な働き方の検討をすすめ、適切な労働環境の構築に努めてまいりたいと思います。

また、この3年間のコロナ禍により、会員相互の関係性が希薄化しているところ、機会をとらえて、会員相互の関係性を再構築し、ひいては、会務に積極的に参加いただけるような、活動の在り方を検討したいと思います。

これまで、会議・研修の実施にあたって、Webを利用することは、コロナ禍におけるやむを得ない、代替的手段・補助的方法として位置付けられていましたが、この3年間の利用実績を踏まえて、補助的方法ではない、実施方法の一つとして積極的に利活用してまいります。このことにより、全県の会員が会務により容易に参加できるようになり、より会務が身近なものになればよいと思います。

一方において、集合することの意味、非言語コミュニケーションの大切さもこの3年間で実感しました。一見、無駄と思われることに、とても大きな意味があり、同一空間で、経験を共有することがより円滑な意思疎通につながっていたことを強く感じました。そこで、必要に応じて、懇親会を含めた直接コミュニケーションをとる機会を確保していきたいと考えています。

同様に、他会との交流や隣接他士業との交流も積極的に働きかけ、会務の充実や、非司法書士行為の抑止につなげていきたいと考えています。

2年間の任期のはじめとして、以上の項目を執行部一丸となって、重点的に取り組んでまいります。皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 【各部の事業】

### 《 総務部 》

#### 1 会員の職能倫理の向上のための適正な会員指導の実施

- (1) 会員に対する注意喚起及び情報提供
- (2) 苦情事例集の改訂
- (3) 職務上等請求書の使用状況の報告事項（管理台帳写し）の確認

#### 2 危機管理体制の整備

- (1) 事業継続計画（BCP）の精査・検証
- (2) リスククライシス研修会の実施
- (3) 防災備品等の準備

- (4) 防災訓練等の実施
- 3 執行部及び事務局の機能及び運営の合理化・効率化に向けた検討及び推進
- 4 関連団体との司法書士制度を取り巻く最新情報の交換及び課題等の検討
- 5 他会、隣接職能団体、関係機関等との情報交換及び連携
  - (1) 士業三者（司法書士・弁護士・税理士）懇談会の開催
  - (2) 他会との交流会の開催
  - (3) 法務局・司法書士会・土地家屋調査士会連絡会の開催
  - (4) 長野県災害支援活動士業連絡会への対応
- 6 会報「信濃」の企画・発行
- 7 広報活動の充実
  - (1) 制度広報の検討及び実施
  - (2) 事業広報の強化・拡大

## ≪ 経理部 ≫

- 1 健全財政を維持するための効率的運営方法の検討
  - (1) 長期的な見地からの財政基盤の安定に向けた継続検討
  - (2) 予算執行に関する管理

## ≪ 業務部 ≫

- 1 登記業務対策事業
  - (1) 相続登記の受託促進
  - (2) 商業及び法人登記の受託促進
  - (3) オンライン登記申請の推進
  - (4) 権利登記研究委員会の開催
  - (5) 講師派遣事業
  - (6) 登記関係法令の改正への対応
- 2 司法書士法の規定に違反する事実の有無についての実態調査等
  - (1) 法務局が実施する実態調査への協力
  - (2) 会員等からの情報提供に基づく事案への対応
- 3 裁判業務推進事業
  - (1) 簡裁訴訟代理関係業務の推進
  - (2) 本人訴訟支援業務の受託推進
  - (3) 家事事件の受託推進
  - (4) 民事法律扶助の推進
  - (5) 本人訴訟・少額裁判支援センターの運営
  - (6) 裁判手続のIT化に関する研究及び情報提供等
- 4 社会問題への積極的な対応
  - (1) 長野県等が主催する会議等への参加と事業への協力及び会員への情報提供
  - (2) 養育費相談会の実施

- (3) 生活困窮者支援事業の実施
- (4) 年末困りごと相談会の開催
- (5) 自死問題への対応
- (6) 多重債務・特殊詐欺・悪質商法被害等の消費者問題への対応
- (7) 社会問題への対処法等の検討

## 5 国民への法教育の提供

- (1) 高校生・大学生・短大生対象の消費者教育、労働教育等の実施
- (2) 市民を対象とした市民法律教室の開催
- (3) 企業対象法律教室の実施
- (4) 法教育に関する研究
- (5) 他機関・他団体主催の研修会、講演会等に対する講師の派遣
- (6) 本会HPの更新

## 6 空き家問題等への積極的取組

- (1) 市民向け空き家対策、空き家化予防セミナーの教材作成
- (2) 上記セミナーを各支部対応とするための支部向けの案内
- (3) 自治体（全市町村）と各支部との空き家協定の締結
- (4) 自治体（全市町村）・地域団体等に上記セミナーの周知
- (5) 本会HPの更新
- (6) 他団体の実施する空き家対策会議・研修への派遣・情報共有

## 7 会則改正の認可を条件として、業務部から社会問題等に対応するための部署を分割し、社会事業部を新設するための準備

## ＜＜ 研修部 ＞＞

### 1 会員研修会の開催

- (1) 司法書士業務を行うための基礎的素養及び一定の能力を身に付けるための研修会の開催

### 2 年次制研修会（日司連、関ブロ研修会）の実施

- (1) 日司連及び関ブロの主催する年次制研修会の実施

### 3 日司連新人研修実施要領による新規登録者等研修会の実施

- (1) 集合研修の実施及び運営
- (2) 配属研修の実施
- (3) フォローアップ研修

### 4 特定分野・業務等研修会の開催

- (1) 複雑、多様化する市民のニーズに応えるための幅広い知識や高度な専門性を培う研修会の開催
- (2) 業務推進や法令の改正等時宜に応じた研修会の開催
- (3) 簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判所等提出書類作成業務等一定の能力を身に付けて業務実践を推進していくための研修会の開催
- (4) 相続財産・不在者財産管理人名簿登載のための研修会の開催

- (5) 管理不全土地・建物管理人等名簿登載のための研修会の開催
- (6) 日司連・関ブロ会員研修会の同時配信研修会の開催

## **5 支部研修会への支援**

- (1) 支部研修における必要開催単位数の依頼及び情報提供
- (2) 支部研修会への講師派遣
- (3) 本会研修会・日司連・関ブロ研修会等のDVD等による研修の斡旋

## **6 単位の認定・管理**

- (1) 所定単位達成のための研修の実施と研修情報の提供
- (2) 日司連研修オンデマンド（研修ライブラリ・eラーニング）等の研修情報の提供
- (3) 単位取得状況を向上させるための施策の検討と対応
- (4) 単位未達成者への対応他

## **7 日司連・関ブロ研修への対応**

- (1) 司法書士中央研修所、関ブロ研修委員の派遣並びに協力及び情報収集
- (2) 司法書士特別研修等への運営協力

## **8 研修体制等の検証・検討**

- (1) 研修内容、研修体制の検証・検討

# **＜＜ 相談事業部 ＞＞**

## **1 相談事業の運営**

- (1) 司法書士総合相談センターの運営
- (2) 各種相談事業の実施
- (3) 相続登記相談センターの運営

## **2 他団体との連携による法的サービスの拡充**

- (1) 他団体主催の相談会への相談員の派遣
- (2) 長野県災害支援活動士業連絡会担当者会議等への参画
- (3) 司法支援センター（法テラス）地方事務所との連携
- (4) 行政機関の相談担当者との意見交換会の開催
- (5) 天災等による特別相談会への対応

## **3 司法書士調停センターの運営**

- (1) 調停の実施
- (2) 調停センターの対外的広報活動の実施
- (3) 手続実施者の養成と拡大のための研修会
- (4) トレーニング等の実施又は派遣
- (5) 手続実施者名簿の更新及び管理
- (6) 会員向け（対内的）啓発活動の実施
- (7) 調停センターの運営の在り方の検討